

新学期以降の五ヶ瀬町立学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

令和5年4月6日
五ヶ瀬町教育委員会

標記について、別添 4文科初第2507号「新学期新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」のとおりとする。以下に概要を示すとともに、本町における対応について補足するので参照すること。

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることが望ましいこと（別添 「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策を参照）。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。
加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

(2)入学式等の実施に当たっての留意事項

- 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保すること。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。

2. 効果的な換気の実施について

- 「マスク着用の考え方の見直し等について」においては、「・・・基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。」とされているところであり、学校においても、引き続き、効果的な換気の実施が求められること。
- 具体的な換気の方法や考え方については、「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月 14 日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)や「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」(令和4年9月2日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)等を参照すること。
- 換気を目安として CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも有効であること。新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」では、学校についても、「気候等に応じて、・・・出来る限り 1,000ppm 相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされていることから、これらも踏まえた上で、効果的な換気に取り組むこと。
- 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。

3. 給食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

4. 学校の教育活動に係る新型コロナウイルス感染症対策について

- 学校の教育活動に係る新型コロナウイルス感染症対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1Ver.9）」に基づき対応すること。
- 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」には、従来どおり、指導要録上、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能であること。
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であること。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要であること。
- このほか、詳細については、衛生管理マニュアルの内容を参照の上、適切に対応すること。不明な点があるときは適宜町教委へ相談すること。

「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策

【各教科等共通】

「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること

「一斉に大きな声で話す活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 近距離で向かい合っの発声は控えること

【理科】

「児童生徒がグループで行う実験や観察」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【音楽】

「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・ 教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っの歌唱は控えること

【図画工作、美術、工芸】

「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【家庭、技術・家庭】

「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること

【体育、保健体育】

「組み合ったり接触したりする運動」

- ・ 屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 大声での発声は控えること
- ・ 見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること